

## オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

佐賀市国民健康保険（以下「佐賀市国保」といいます。）では、オンライン資格確認等システムを導入しています。

このオンライン資格確認等システムでは、佐賀市国保に加入する前に加入されていた保険者（以下「旧保険者」といいます。）で実施した特定健康診査の結果を、本人の同意なく佐賀市国保が閲覧できるようになっています。

佐賀市国保が、旧保険者で実施した特定健康診査の結果を閲覧することを希望されない場合は、別紙「オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書」を佐賀市保険年金課 保健事業・財政係 に持参又は郵送で提出してください。

### Q.オンライン資格確認等システムって何？

A.オンラインで健康保険に関する資格等を確認するためのシステムです。  
特定健康診査の結果や薬剤情報等についても管理されています。



### Q.なぜ佐賀市国保が、佐賀市国保に加入する前の健診結果を閲覧できるの？

A.「高齢者の医療の確保に関する法律」第 20 条、27 条第 1 項及び第 3 項並びに「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第 13 条第 1 項により特定健康診査の結果を閲覧できるようになっています。

### Q.特定健康診査についてどのような項目が閲覧できるようになっているの？

A.以下の項目が閲覧できるようになっています。  
・特定健診受診年月日  
・特定健診情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）

### Q.佐賀市国保に加入する前の健診結果を何に使うの？

A.佐賀市国保では、被保険者の健康の維持増進のために、様々な保健事業を実施しています。佐賀市国保加入前の健診結果を確認することで、本市の保健事業に活用できるとともに、一人ひとりに適した健康維持増進に関するご案内等を行うことができます。

### Q.不同意申請書を提出したらどうなるの？

A.佐賀市国保でオンライン資格確認等システム上に設定を行います。これにより、佐賀市国保は、不同意申請書を提出された方の旧保険者が実施した特定健康診査情報を閲覧できなくなります。  
ただし、今後佐賀市国保から別の保険者へ異動した場合は、**異動先の保険者に対して不同意に係る本申請書を再度提出する必要があります。**（異動後の保険者において、オンライン資格確認等システム上の設定が再度必要となるため。）

#### 【問い合わせ・郵送先】

〒840-8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市保険年金課 保健事業・財政係

（電話）0952-40-7270（FAX）0952-40-7390